

十月二十六日午後四時より後藤春大會が開催し升妻の  
 後藤春大會の概略  
 一、區長の意見に従ひ三十日より就業すること  
 二、交渉決裂の際は再び罷業すること  
 三、最高賃銀八拾錢貫徹後就業すべしとする説  
 四、労働時間八時間、最低賃銀一圓、スコツプ器具貸與、争議  
 中の日給支給の四件の外は殆んど要求が容れられてゐる  
 ので

出社出張所  
 協同會  
 協同會  
 協同會  
 協同會  
 協同會  
 協同會  
 協同會  
 協同會  
 協同會  
 協同會

八久富敏雄司會者となりて前記區長よりの勸説案を參集  
 罷業團員（約百五十名）に諮りたるところ、  
 一、區長の意見に従ひ三十日より就業すべしとする説  
 一、最高賃銀八拾錢貫徹後就業すべしとする説  
 の便軟二説に分れ容易に決しなかつたが司會者より、  
 労働時間八時間、最低賃銀一圓、スコツプ器具貸與、争議  
 中の日給支給の四件の外は殆んど要求が容れられてゐる  
 ので  
 一、區長の意見に従ひ三十日より就業すること  
 二、交渉決裂の際は再び罷業すること  
 を決定して之を區長に回答し、更に左の事項を協議した  
 のである。  
 一、本爭議解決迄郡内各町村より人夫を出さざる様三井